

大口町告示第131号

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月23日

大口町長 鈴木雅博

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱（平成24年大口町告示第102号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「補助事業の認定を受けようとする者」の次に「(以下「認定申請者」という。)」を加える。

第8条の2中「認定の決定の通知を受けた者」の次に「(以下「認定事業者」という。)」を加え、「当該認定を受けた日」を「前条第1項の認定に係る申請書を提出した日」に改める。

第9条を削り、第8条の2を第9条とする。

第10条中「第7条の規定による認定を受けようとする者」を「認定申請者」に、「第8条第3項の規定により認定の決定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）」を「認定事業者」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助事業の認定を受けた事業者について適用し、同日前に補助事業の認定を受けた事業者については、なお従前の例による。

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(認定の申請等) 第8条 前条の規定による補助事業の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、大口町内企業再投資促進補助事業認定申請書(様式第1)にその他必要な書類を添えて、工場等の新增設等に係る工事に着手する日(工場等の建物を賃借する場合は、その契約をする日)の30日前までに町長に提出しなければならない。 2～3 略 (操業開始の日) 第9条 前条第3項の規定により認定の決定の通知を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、前条第1項の認定に係る申請書を提出した日から3年以内に当該工場等の操業を開始しなければならない。	(認定の申請等) 第8条 前条の規定による補助事業の認定を受けようとする者は、大口町内企業再投資促進補助事業認定申請書(様式第1)にその他必要な書類を添えて、工場等の新增設等に係る工事に着手する日(工場等の建物を賃借する場合は、その契約をする日)の30日前までに町長に提出しなければならない。 2～3 略 (操業開始の日) 第8条の2 前条第3項の規定により認定の決定の通知を受けた者は、当該認定を受けた日から3年以内に当該工場等の操業を開始しなければならない。 (審査会) 第9条 町長は、第8条第2項の認定にあたり補助事業の内容を審査するため、大口町内企業再投資促進審査会(以下「審査会」という。)を置く。 2 審査会の組織は別に定めるものとする。 (届出の義務) 第10条 認定申請者又は認定事業者は、次の各号に定めるときには、速やかに当該各号に定める書類を町長に届け出なければならない。 (1)～(3) 略